

第2章 地域福祉計画のめざすところ

第1節 計画の基本理念

基本理念

みんなの「あい」でつくる 福祉のまち竜王

今回策定する竜王町地域福祉計画では、総合計画の基本理念を基底とし、まちの将来像を踏まえながらも、地域福祉の基本ともいえる、「誰もが人権を尊重され、その人らしく」「誰もがよりよく生きることができる」「誰もが参加・参画して、協働^{*}で」ということを視点にします。

地域福祉計画の基本理念の「あい」とは、「他人への思いやり（愛）」「自分の住んでいる地域への“愛”着」を示すとともに、住民、事業所や行政の職員等の竜王町に関わる全ての人による協働で「わかりあい」「わかちあい」「であい」「ふれあい」「支えあい」「助けあい」等、たくさんの「つながりあい」を表しています。

そして、人口減少及び少子高齢社会を見据え、誰もが竜王町で暮らせてよかったと実感することができるように福祉のまちづくりをすすめます。

住民みんなで、また、公民が協働で「わかりあい」「わかちあい」「であい」「ふれあい」「支えあい」「助けあい」等、たくさんの「あい（＝愛）」であられる、福祉のまちづくりをすすめていくことを基本理念とします。

■参考

第五次竜王町総合計画（平成23年3月策定）では、まちづくりの基本理念として、次の4つの考え方を掲げています。

<基本理念>として

- (1) 豊かな自然と歴史を誇れるまちづくり
- (2) みんなが安心して暮らせるまちづくり
- (3) チャンスを活かすたくましいまちづくり
- (4) 町民と行政の協働により築くオリジナルのまちづくり

また、めざすべき将来の竜王町の姿を「“ひと”育ち みんなで煌^{きらめ}く 交竜の郷」としています。これは住民や企業の参画、行政との協働による、人育ち、元気で魅力あるまちづくりをめざすものです。

第2節 計画の目標と施策体系

基本理念『みんなの「あい」でつくる 福祉のまち竜王』の実現に向けて、本計画では3つの目標を定め、施策体系を次のように設定します。

【目 標】

みんなの「あい」でつくる
福祉のまち竜王

目標1 わかりあい わかちあいで人づくり

誰もが地域社会の中で支え支えられの相互扶助の関係にあることを認識できるよう、障がいのある人や独居高齢者、子育て世帯など、支援を必要とする人に対する理解を深めるとともに、それらの人が抱える生活課題を我が事として捉えるなど、住民の自助・互助の醸成を図る取り組みをすすめます。また、学校や地域等の中で、福祉の体験や学習の場を設け、地域の担い手づくりをすすめます。

目標2 であい ふれあいで絆づくり

住民同士が顔の見える関係になり、お互いに知りあい、困ったときには気軽に相談し、助けあいができるように、日頃から健康づくりやカフェなどの居場所をつくとともに、同じ悩みを抱える人同士や世代間の交流を深め、お互いの絆づくりをすすめます。

また、独居高齢者や子育て世代への声かけ、見守り等の^{*}小地域福祉活動などを通して、孤立する人のいない地域づくりをすすめます。

目標3 支えあい 助けあいで暮らしづくり

住み慣れた地域で必要な支援を活用してその人らしく生活できるように、さまざまな分野の課題を丸ごと受け止めることができる住民、行政、多職種の支えあいのネットワーク、総合相談体制の基盤づくりをすすめます。

また、育児や介護と仕事の両立や誰もが生きがいを持って暮らせる環境づくりをすすめます。

更に、公共交通、住まい、防犯活動、緊急時や災害時の対応などについて、自助・互助・共助・公助を組み合わせ、誰もが安心できる暮らしづくりをすすめます。

【施 策】	【取 組】
施策1-1 福祉の心を育む学びの場づくり	①人権学習の推進 ②高齢や障がいに対する理解の推進 ③福祉学習等の推進
施策1-2 地域福祉活動の担い手づくり	①地域福祉活動推進者の周知・育成 ②シニア世代の活動支援
施策1-3 ボランティア活動・市民活動の充実	①ボランティア活動のきっかけづくり ②多様なボランティア活動等の推進
施策2-1 多様な交流の場づくり	①多様な交流の推進 ②同じ悩みを抱える者が集う場の充実
施策2-2 住民主体の [*] 小地域福祉活動の充実	①支援を必要とする人の把握 ②地域における見守り活動の推進 ③身近な地域での相談体制の充実 ④地域の支えあい活動の支援
施策2-3 地域の活動拠点の活用	①公共施設等の活用 ②民間施設・空家の活用
施策3-1 相談・情報提供体制の充実	①総合的な相談体制の充実 ② [*] 情報バリアフリーの推進
施策3-2 [*] 権利擁護体制の充実	① [*] 成年後見制度・地域福祉権利擁護の推進 ②地域に開かれた事業運営の推進 ③福祉サービスの質の向上 ④虐待・家庭内暴力の予防と対応
施策3-3 地域福祉のネットワークづくり	①住民、行政、社会福祉協議会、関係機関との [*] 協働 ②専門職のネットワーク ③民間企業、社会福祉法人との連携
施策3-4 子育てや介護の環境整備	①子育てしやすい環境整備 ②介護する家族への支援
施策3-5 就労等の生きがいづくりの支援	①就労支援等による生きがいづくり ②生活困窮者の自立支援
施策3-6 防犯・防災等の安全なまちづくり	①地域での防犯・防火活動の推進 ②災害時における要配慮者への対策 ③住みやすい住居の確保 ④交通バリアフリーの推進と移動支援

第3節 重点プロジェクト

本計画において、地域福祉推進のため次の3つの重点プロジェクトを定めます。また、重点プロジェクトの実現のために、具体的な取組の実施及び進捗管理を行います。

①包括的な総合相談支援体制の構築

福祉ニーズの多様化や複合化等に対応するためには、多分野にまたがる生活課題や現行の支援制度にあてはまりにくい生活課題に対して、包括的に支援する相談体制や^{*}ケアマネジメントの確立が不可欠です。

そのため、さまざまな関係機関や多職種が連携を強化し、横断的に対応できる相談体制の構築をすすめていきます。

【具体的な取組】

- 地域ケア会議の実施
- コーディネート機能の強化のための研修、情報交換会 など

②地域丸ごとの支えあいの仕組みづくり

地域住民の支えあいは、制度の補完ではなく、住民自治の観点から必要なものであり、今後の少子高齢社会の中で持続可能な支えあいの仕組みについて考えていく必要があります。

そのため、まず、「助けて」が気楽に言えるお互い様の考えを広めていくとともに、幅広い年代の参画により、多世代がお互いに支えあえる地域づくりをすすめます。

【具体的な取組】

- 助けられ上手、お互い様の啓発
- 地域カルテの作成、^{*}支えあいマップづくり等の支援
- 小地域支えあいの「近助」体制づくりの実施
- 「^{*}地域支え合いしくみづくりモデル事業」の実施
- 社会福祉協議会等による^{*}小地域福祉活動の支援
- 各種団体の地域福祉活動の支援 など

③^{*}権利擁護体制の充実

^{*}認知症や障がいにより判断力が低下した人に対して、本人の意思に寄り添い、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理等への支援を行う体制が必要となります。

そのため、社会福祉協議会の地域福祉権利擁護事業の充実や、^{*}成年後見制度の受任体制の強化をすすめていきます。

また、成年後見制度による支援が必要な方に対して、申立支援や地域福祉権利擁護事業からの移行がスムーズに行えるように体制の充実を図ります。

【具体的な取組】

- 地域福祉権利擁護事業の受任体制の強化
- 成年後見制度の申立支援
- ^{*}成年後見サポートセンターとの連携による受任体制の強化 など